

- ◆中小企業等におけるテレワークの導入支援
- ◆働き方改革推進支援事業
- ◆母性健康管理措置による休暇取得支援事業

広島働き方改革推進支援センター

特定社会保険労務士 佐々木 亮

テーマ

1. **働き方改革推進支援助成金** (テレワークコース)
2. **広島働き方改革推進支援センターの紹介**
3. **新設助成金の紹介**
(母性健康管理措置による休暇取得支援助成金)

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り
組む中小企業事業主を支援

対象となる中小企業事業主

① テレワークを新規で導入する中小企業事業主

※ 試行的に導入している事業主も対象です

または

② テレワークを継続して活用する中小企業事業主

※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に
増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または 出資額	B. 常時使用する 労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施する事が必要。取組に要した費用が助成されます。

<input type="checkbox"/>	テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 （例）・シンクライアント端末（パソコン等） ・VPN装置 ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	<input type="checkbox"/> 就業規則・労使協定等の作成・変更 （例）テレワーク勤務に関する規定の整備
		<input type="checkbox"/> 労務管理担当者に対する研修
		<input type="checkbox"/> 労働者に対する研修、周知・啓発
		<input type="checkbox"/> 外部専門家（社会保険労務士など）による導入のためのコンサルティング

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）

支給額

対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて、成果目標の達成状況に応じて助成されます。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 <small>（注） 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象</small>	対象経費の合計額 × 補助率 （上限額を超える場合は 上限額 ※） <small>※ 「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額</small>

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	40万円	20万円
1企業当たりの上限額	300万円	200万円

<支給額の例>

労働者100人の企業で、
総務、経理部門において400万円のテレワーク用機器を導入し、
対象労働者が10人の場合

所要額 400万円

○成果目標達成の場合 → 300万円を助成

○成果目標未達成の場合 → 20万円×10人＝200万円を助成

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）

成果目標

本助成金の「支給対象となる取組」を実施するにあたっては、以下の「成果目標」をすべて達成することを目指してください。

- ① 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- ② 評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した回数の週間平均を、1回以上とする

「評価期間」・・・事業実施期間（交付決定の日から令和3年2月15日まで）中の、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断します。

※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します。

ご利用の流れ

- ① 「交付申請書」の提出（令和2年12月1日締切）
- ② 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
- ③ 支給申請（令和3年3月1日締切）

お問い合わせ先：テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479（受付時間：平日9:00～17:00）

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11東京YWCA会館3階

趣旨・目的

「働き方改革」に関連する様々なご相談に対応するため、特に中小企業・小規模事業所の事業主の皆さまに対して、労務管理等の専門家による相談やセミナーの開催などの支援を目的として設置されています。*47都道府県に設置

1

時間外労働の上限規制

2

同一労働同一賃金

中小企業は、2021年4月1日より施行
※労働者派遣法2020年4月1日施行

3

有給休暇年5日取得

助成金の活用

利用可能な各種助成金に関する
アドバイスや、その申請方法について

生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた
生産性向上など環境整備について

労働時間の見直し

時間外労働を削減するための
働き方の効率化や、業務の繁閑に
対応した勤務体制の確立について

人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした
雇用管理改善など、
人材不足への対応について

働きがい高める賃上げ策

「同一労働同一賃金ガイドライン」
などを参考にした非正規雇用労働者の
処遇改善について

支援活動の内容

- 電話・メール・窓口による相談
- 専門家派遣による個別訪問コンサルティング
- セミナーや出張相談会の実施

詳しい支援内容やセミナー等のスケジュールなどはホームページ・Facebookを御覧ください。

ホームページ：<https://public.lec-jp.com/hataraki-hiroshima/>



FB：<https://www.facebook.com/hiroshimahatarakikata/>



広島働き方改革推進支援センター

〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アクネス4F

電話： 0120-610-494

メールアドレス： hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com



新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

妊娠中の女性労働者が、保健指導又は健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

*** 本措置の対象期間：令和2年5月7日～令和3年1月31日**

指導例

感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限 (在宅勤務・休業)



助成対象

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

☑ 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、

☑ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に

③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

助成額

対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満：25万円
以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)

* 1事業所当たり20人まで

* 申請期間：令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

相談・申請窓口：広島労働局雇用環境・均等室 082-221-9247

ご清聴ありがとうございました。